

中小企業政策審議会  
第 1 回中小企業経営支援分科会  
議事録

中小企業庁経営支援部経営支援課

中小企業政策審議会  
第1回中小企業経営支援分科会  
議事次第

日 時：平成25年10月11日（金）10:00～11:53

場 所：経済産業省 本館17階 第一特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 松島副大臣挨拶

(2) 分科会長挨拶

(3) 平成25年度中小企業支援計画について（説明）

(4) 中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて（説明）

(5) がんばる中小企業・小規模事業者・商店街の表彰について（説明）

(6) 討 議

3. 閉 会

○矢島部長 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻になりましたので、これより「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」を開催いたしたいと存じます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます中小企業庁経営支援部長の矢島でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、松島副大臣に御出席をいただいております。初めに、開催に当たりまして、松島経済産業副大臣より御挨拶をいただきたいと存じます。

○松島副大臣 おはようございます。

御紹介いただきました、副大臣を拝命いたしました松島みどりでございます。きょうは、朝早くからお集まりいただきまして、特に今、エレベーターが何台か工事中のために、恐らく何度か待って大変混んでいるエレベーターでお越しいただいたと思います。大変恐縮でございます。

私、9月30日に経済産業副大臣を拝命いたしました。もともと東京都の荒川区、墨田区という中小企業の町から出ておりまして、私の地元の大先輩というか、経済産業副大臣としても大先輩の西川先生が委員を務められたり、地元の商工会議所の工業部長がこの委員をしたり、伊丹先生はまだお越しではないのですが、私が学生で経営学を学んでいたときに随分本を読ませていただいた先生も入っておられました。そんなわけで、中小企業分野ということは、以前から非常に関心のある、そして、この役所の副大臣となりまして、茂木大臣から中小企業の分野は君がやるようにということで拝命した次第でございます。

この分科会は、ことしの3月から、国民にとってわかりやすく、そして、今後の政策課題を効果的に御審議いただけるように審議会の見直しをやってまいりました。そういう形の中で、これまでいろいろな形で審議会に関係していただいた方も多数いらっしゃると思いますけれども、本日は、新たに組織した中小企業経営支援分科会の第1回目の会合ということで新しいスタートを切らせていただきます。

今回の分科会では幾つか主眼がございますけれども、1つ目は、中小企業支援法に基づき毎年策定いたします中小企業支援計画の策定、2つ目としまして、中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術22技術分野の見直し、さらに、がんばる中小企業・小規模事業者・商店街などの表彰について御審議いただきたいと思っております。

私も、着任3日後に、北海道・旭川の「“ちいさな企業”成長本部」というところでのシンポジウムというか、地元で頑張っている会社の方々に集まっていただく場に参加させていただきました。26歳で何十人か雇ってレストランの経営をしていらっしゃる若い方ですとか。あるいは、北海道のお米を使っていいお酒をつくっている方。前日そこで飲もうと思えば、自分のところの旭川では売らないで、専ら輸出をやっているという会社の方ですとか。非常に人気のある旭川のしょうゆのこってりしたラーメンの店を何店舗も

持って、シンガポールや香港にも店を持っている。材料を輸出するのだけれども、冷蔵船、冷凍船のコンテナがなかなかあかない。神戸から出していると言うから、何で神戸からかと言ったら、ニチレイさんのあいたすき間に入れてもらっている。そこまで運んでいくのにかかる国内の陸送品のほうが神戸からシンガポールまで送るのよりも高い。あるいは、北海道の産品だけまとめてやろうと思って苫小牧から。私、かつて国土交通副大臣をやっていたものですから、苫小牧が近いのではないか言ったら、いや、苫小牧から出すには荷をほかの仲間から何とか集めないとその量にならない。苫小牧から出ても、一旦、釜山経由になってしまう。これはこの役所の問題ではないのですけれども、ハブの港の問題なのですが、そういった実態も伺いました。

また、中小企業庁としても、経済産業省としても、小さな企業、さらにもう少し大きな中小企業も含めて、皆様方、先生方のいろいろなお話を伺って、方向性をさらに進めてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○矢島部長 副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、本日、最初の中小企業経営支援分科会の開催となりますので、まず初めに、委員の皆様方を御紹介したいと存じます。

資料2に「委員名簿」をつけさせていただいております。そちらに沿いまして五十音順で御紹介申し上げたいと思います。

まず、足立委員でございます。

○足立委員 足立です。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 次に、石井委員でございます。

○石井委員 石井でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 伊丹委員でございます。

○伊丹委員 伊丹でございます。

○矢島部長 伊藤委員でございます。

○伊藤委員 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 大浦委員でございます。

○大浦委員 大浦です。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 木村委員でございます。

○木村委員 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 小出委員でございます。

○小出委員 小出です。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 瀬戸川委員でございます。

○瀬戸川委員 瀬戸川です。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 曾我委員でございます。

○曾我委員 曾我です。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 高田委員でございます。

○高田委員 よろしくお願いいたします。

○矢島部長 本日、高橋委員が御欠席でございます。代理で辻様に御出席いただいております。

○高橋委員代理辻泰弘 よろしくお願ひします。

○矢島部長 あと、竹岡委員におかれましては、本日、要務の関係で御欠席でございます。続きまして、鶴田委員でございます。

○鶴田委員 鶴田でございます。よろしくお願ひします

○矢島部長 西川委員でございます。

○西川委員 よろしくお願いいたします。

○矢島部長 浜野委員でございます。

○浜野委員 浜野でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 平野委員でございます。

○平野委員 よろしくお願いいたします。

○矢島部長 藤田委員でございます。

○藤田委員 藤田でございます。よろしくお願ひします。

○矢島部長 松島委員におかれましては、本日、御欠席でございます。

村上委員は、おくれて到着と聞いております。

以上でございます。

本日、19名の委員を御紹介させていただきましたけれども、19名中、出席者16名、欠席者2名、代理の方の御出席が1名となっております。中小企業政策審議会令第8条の規定により、過半数の出席を満たしておりますので、本分科会は成立しておりますことを申し添えます。

ここで、松島副大臣におかれましては、御公務のため一旦席を外されます。

○松島副大臣 皆さんが議論のころ戻ってきます。

(松島副大臣退室)

○矢島部長 引き続きまして、中小企業経営支援分科会長の互選を行いたいと存じます。

中小企業経営支援分科会会長は、中小企業政策審議会令第5条第3項の規定に基づきまして、当該分科会に属する委員の互選により選出されることとされております。

それでは、どなたか推挙される方がいらっしゃいましたらお願いしたいと存じます。

高田委員、お願いします。

○高田委員 全国3万8,000組合のリーダーでいらっしゃいまして、経営支援分科会の御経験も深い、全国中小企業団体中央会の鶴田会長が適任と思い、推薦いたします。

○矢島部長 ありがとうございます。

ほかの委員の御推薦をされる方はいらっしゃいませんか。

それでは、鶴田委員を分科会長とすることに賛同される方の委員の方々は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○矢島部長 ありがとうございます。

皆様、挙手をいただきました。御賛同いただけたということで、鶴田委員が中小企業経営支援分科会長として選出されました。

それでは、鶴田分科会長、分科会長席に御移動いただけますでしょうか。

(分科会長席へ移動)

○矢島部長 それでは、早速でございますが、分科会長就任の御挨拶を一言頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○鶴田分科会長 一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

ただいま御推薦をいただきました中小企業経営支援分科会の会長に就任することとなりました、私は全国中小企業団体中央会の会長を務めております鶴田欣也でございます。よろしくお願いいたします。

御高承のとおり、我が国経済は緩やかに改善しつつありますが、地域の中小企業・小規模事業者は、景気回復の実感がない大変厳しい状況が続いているところでございます。このような状況の中で、関係者が中小企業支援法に基づく中小企業支援計画を作成していただくことは大変意義があると思っております。中小企業、小規模業者の成長のために、微力でございますが、精いっぱい努力してまいりたいと思っております。皆様方の御協力をお願い申し上げます、簡単ですが、一言の御挨拶とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。(拍手)

○矢島部長 ありがとうございます。

それでは、お手元に配付をしております資料の確認をさせていただければと存じます。

配付資料一覧にもございますように、資料1「議事次第」から、本日御出席の小出委員に御提供いただいております資料8までの8種類の資料。資料5につきましては5-1と5-2と枝番がついて2つに分かれております。もしも配付の漏れ等がございますれば、事務局まで申しつけていただければと存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これ以降の進行につきましては鶴田分科会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○鶴田分科会長 議事に先立ちまして、会議の公開について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○矢島部長 会議の公開についてでございます。右肩に「資料4」と打っておりますA4縦書きの一枚紙でございます。こちらに「会議の公開について(案)」と書かせていただいております。読み上げさせていただきます。

1. 中小企業政策審議会経営支援分科会は、中小企業政策審議会運営規程に基づき、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。

3. 議事要旨については、原則として会議終了後2営業日以内に作成し、公開する。

4. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。

5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、会長に一任するものとする。

以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明内容で御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、資料4の方針に基づきまして本分科会を行うことといたします。

加えて、小出委員が御提出いただいた資料8に関しましては、会長の一任で本分科会のみでの使用とさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。

3つの議題について説明をしてもらい、その後、3つの議題について各委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

まず、議題1「平成25年度中小企業支援計画(案)」について御説明いただきたいと存じます。

中小企業支援計画は、中小企業支援法第3条に基づき、毎年、国、都道府県(政令市を含む)、中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業の実施に関する計画について策定するものでございます。本件に関しましては、お手元の資料3のとおり、茂木経済産業大臣から中小企業政策審議会へ諮問があり、当分科会に付託されて審議することとなっております。

それでは「平成25年度中小企業支援計画(案)」について事務局から説明をお願いいたします。

少し暑いですから、自由に上着をとっていただくということでお許しを頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○渡辺課長 それでは「平成25年度の中小企業支援計画(案)」に関しまして、資料5-1で概要を、資料5-2で本文を配付させていただいておりますけれども、資料5-1のA3の概要版に沿って御説明をさせていただきます。

鶴田分科会長からも御紹介をいただいたとおり、本計画は、中小企業支援法上、中小企業政策審議会の意見を聞いて毎年度策定・公表されているものでございまして、国、中小機構、都道府県が中小企業経営支援政策、これは、税制・金融・施設整備を除いた中小企業政策について、これを実施する上で適切な役割分担と連携を図るために策定するとされているものでございます。

平成25年度の計画におきましては、「1. 中小企業を取り巻く現状」及び「2. 支援に

関する基本方針」を三者の間で共有した上で、「3. 中小企業支援事業」については、例年にならった形で、国の事業につきましてもは年初の大型経済対策補正予算と平成25年度予算を通じて、ここに（1）から（6）まで記載しておりますけれども、例えば「（1）小規模企業事業者等の支援」として、女性や若者を初めとした小規模事業者等の新商品サービス開発、販路開拓支援としての小規模事業者活性化支援事業などに取り組んでいることですか、（2）で、ものづくりや海外展開支援として1,000億円を超える規模での物づくりにおける試作品開発等への支援ですか、海外展開におけるワンストップ相談のプラットフォーム相談事業の展開ですか、（3）地域商業の機能強化に関して商店街組織の体質強化、構造改革のための取り組みなど、（4）事業再生でございますけれども、経営改善計画策定支援事業などに取り組んでいること、また、（5）消費税転嫁対策、（6）被災地支援対策ということで、大きな6つの柱で各事業に取り組んでいることを記載させていただきます。

また、右下の中小機構の事業でございますが、国が提示させていただいている中期目標に沿って中小機構のほうで25年度に取り組む事業として、ごらんの（1）から（4）までの柱で記載させていただくとともに、国の施策、中小機構の施策との相乗効果ほかの観点から、国として都道府県等に取り組むことを期待している事業という位置づけで、左下の「都道府県等の事業」を3つの柱で記載させていただいているものでございます。

冒頭、副大臣の挨拶にもございましたけれども、審議会見直しとの関係で、審議会の意見を聞き、公表するタイミングが遅くなりました。一方で、年度に入ってから新たな取り組みも今年度に関しては記載をするようにさせていただいており、例えば「1. 中小企業を取り巻く現状」のところに、今、全国各地で中小企業・小規模事業者の方々との直接対話の場としての「ちいさな」企業成長本部を開催していることとか「行動計画」を策定したこと。また、「2. 支援に関する基本方針」のところに、昨年度創設した認定支援機関等の認定数が1万7,500を超えていることとか、その支援機関等の連携体として、2つ目の●でございますけれども、130を超える数の地域プラットフォームが設置されていること、7月末に新たな支援ポータルサイト「ミラサポ」を立ち上げたことなどを紹介させていただいております。また、本部においては、来年度この支援体制を補強する意味で、核となるような相談拠点の設置も検討している旨など、支援体制の再構築の状況についてもあわせて記載させていただいております。こうした認定支援機関等に対する情報提供や助言を初めとして、国、都道府県、機構の施策が相乗効果を発揮できるようにということを強調させていただいているものでございます。

最後になります。本計画の策定意義としては、Ⅲの上のほうに「対話と協力」とございますけれども、国と中小機構と都道府県等が計画策定におけるやりとりの中で各事業について理解を深め、実施に当たって連携をしていくということかと思っております。本計画に関する都道府県との協議におきましてもは、この計画の記載事項そのものへの意見も多々いただきました。施策実施に当たっての注文ですとか、今後の施策に関する御意見などもいただ



いたところをごさいますして、来年度以降は、策定に当たって、国と機構と都道府県の意見交換の場の設置も含めまして、より理解と協力、連携が得られるような工夫を相談していきたいと考えているものをごさいます。

御審議におかれましては、本支援計画自体への御意見もさることながら、経営支援事業やその執行・実施、または将来の政策立案など、御活動の中でお気づきの中小企業経営支援のあり方等について、これを機会にさまざまな御意見を賜ればと思いますので、御審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

次に、議題2「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直し」について、事務局から説明をお願いいたします。

本件に関しましても、お手元の資料3のとおり、茂木経済産業大臣から中小企業政策審議会へ諮問があり、当分科会に付託され、審議するものとなっております。

それでは、平井創業・技術課長よりお願ひできますか。

○平井課長 それでは、お手元の資料6になりますが、特定ものづくり基盤技術高度化指針について御説明申し上げたいと思います。

カラー刷りのパンフレットを参考に置かせていただいております。これとあわせながら御説明させていただきたいと存じます。

まず、この根拠となっております中小ものづくり高度化法でございますが、平成18年に制定され、我が国のものづくり産業、製造業の国際競争力の強化、あるいは新しい事業の創出という観点から、中小企業におけるものづくり基盤技術の研究開発・普及を支援するための法律でございます。

主な仕組みですが、今回お諮りいたします特定ものづくり基盤技術、現在は①組込みソフトウェアから始まりまして、最後の②真空まで、22の技術を指定させていただいております。それぞれの技術について、どういった方向で高度化が図られ、技術開発のトレンドはどういう形なのかといったビジョンを高度化指針でまとめているところをごさいます。

この指針に基づいて中小企業の方が計画を書きいただき、その認定を受けていただくことにより、さまざまな支援施策を受けることができる仕組みになっています。中小企業の皆様にとって一番活用いただいているのは、戦略的基盤技術高度化支援事業という研究開発の委託事業でございます。また、その他にも認定を受けた中小企業には特許料及び特許審査請求料の軽減、低利融資制度、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例といったさまざまな施策を受けていただくことが可能です。

資料6の右半分に戻っていただきまして、今般の特定ものづくり基盤技術の見直しについて御説明申し上げます。

背景に関しましては、今年6月に「日本再興戦略」が3本目の矢として発表されたところですが、この中で、中小企業・小規模事業者の革新などさまざまな経済政策がまとめられたところですが、経済の新陳代謝を促し、成長分野への集中投資を図る観点から、医療、

環境などの成長分野に参入する中小企業を支援し、そのために特定ものづくり基盤技術22分野を抜本的に見直すというような指摘がなされたところでございます。

これを受けて今回、諮問させていただきましたが、今後の見直しの方針としまして、一番右下に書かせていただいている2つの方向性を考えております。

1つは、サプライサイドではなくて需要側から見た企業に対するニーズに基づいて、求められる機能ごとに技術の体系を再整理していくことです。

2つ目は、技術の進化に合わせて、先進性や成長性が高く、社会的に中小企業の技術の高度化が望まれる分野を選んでいくことを原則としたいと思っております。

具体的に①の需要サイドから見た企業ニーズにつきましては、資料6の2枚目でございます。

今回「日本再興戦略」の中で、医療・健康分野でありますとか、環境・エネルギー分野、また航空宇宙分野という成長分野への参入が指摘されておりますが、需要サイドから中小企業の持つべき技術を分解したもののイメージになります。

例えば、健康・医療に関しましては、差し歯や人工関節といったものを迅速につくっていきたいというニーズが中小企業に向けて求められている。あるいは、患者の体に負担のない形で診療・診断するような技術も求められている。また、車いす等、軽量の補助具といったニーズがございます。

環境・エネルギー分野、航空分野に関しましても同様に、エネルギー効率や耐久性といった意味で、多様な技術的ニーズがあるわけでございます。

これをニーズサイドから整理いたしますと右のようになるわけでございます。例えば、関節でありますとか、差し歯といったものの造形になりますと、最近はやりの三次元プリンタ等、自由な造形がニーズとして求められるわけでございます。また、体に負担なく診療するとか、エネルギー消費効率をリアルタイムに測定する、あるいは高耐久のために微細な傷を探索するといったものに関しましては多様なデータを収集するというニーズに集約されるわけでございます。

軽量に関しましては、例えば、優れた材料がニーズになりまして、今般、健康・医療分野でありますとか、環境・エネルギー分野の追加ということは、すなわち右のようなニーズに対応する技術をこの特定ものづくり基盤技術として指定していただくことになるかと考えているところです。

本日、諮問させていただきましたが、次回以降、答申の形で御議論の結果をまとめいただければと思っておりますが、事務局としても、中小企業での実際のニーズについて、これから具体的な調査の作業等を進める必要がございます。本日、進め方の方向性や技術分野に関して御議論を頂戴し、それを踏まえて事務局のほうで実態調査等を進めさせていただき、次回以降、高度化指針の案という形でお示しさせていただければと思っております。また、事務局の作業に対しまして、委員各位からいろいろと御指導を頂戴できればと思っております。

以上「特定ものづくり基盤技術高度化指針の見直し」についてになります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

皆さんからの御意見は3つ全部終わった後でいただきたいと思っております。

最後に、議題3「がんばる中小企業・小規模事業者・商店街の表彰・展示会の開催」について事務局から説明をお願いします。

それでは、平井創業・技術課長、よろしく申し上げます。

○平井課長 引き続きまして、本日の3つ目の議題でございます「がんばる中小企業・小規模事業者・商店街の表彰・展示会の開催」について、資料7をもとに御説明申し上げます。同様に、参考資料として、「元気なモノ作り中小企業300社」選について、過去に作成した冊子を配付させていただいております。

中小企業庁では、お手元には平成18年（2006年）のものをお配りしてございますけれども、平成18年、19年、20年、21年と4回にわたりまして「元気なモノ作り中小企業300社」を表彰いたしまして、例えば技術者のモチベーションの向上、あるいは独自のすぐれた技術を持つ中小企業の社会的認知の向上といったものを目的とした事業を実施したところでございます。

この4年間を通じまして、例えば社員のモチベーションの向上につながったとか、学生の方々にPRできたことですぐれた人材が会社に目を向けてくれるようになったとか、さまざまなお声をいただいているところでございます。一方で、これを4年間繰り返したところ、合計1,200社を表彰し、案件が一巡した感もややございまして、一旦休止いたしました。平成21年から数年経過しており、その間に、新しい企業や新しい取組も出ております。また、この表彰事業を再度復活してほしいという社会的な要請も強くございますので、これを機にこれを復活させていただきたいということでございます。

前回は、技術的にすぐれた中小企業という形で表彰したところでございますけれども、中小企業全体を考えますと、例えば、サービス等の非製造分野についてもすぐれたビジネスを展開していらっしゃる中小企業があると思えますし、また、それぞれの地域ごとに規範となるような、地域の星となるような中小企業もあると我々は考えておりました、間口のほうを広げ、そういう優良な中小企業に脚光を浴びせるという観点でこの事業を復活させていきたいと考えております。

同時に、個社の中小企業だけではなくて、商店街についても、街づくり、あるいは地域の活性という観点で頑張っているお取り組みも多くございますので、そういったところもあわせて表彰の対象にしていきたいと考えております。

来年度以降も継続できればいいと思えますし、そのためには、賞のクオリティを維持していくこと、どのように審査していくかということは非常に重要になってくるかと存じます。表彰の数となりますと、前回までの300というのは一つの指標になりますが、全国的にバランスのとれた形で会社を選定するために300社を、また、商店街に関しましては、30

カ所を選定することが妥当だと考えております。

本件についても事務局で推薦作業等を行いまして、次回以降、ご報告できればと思っております。

具体的な進め方に関して、資料7の2枚目に、今申し上げましたような観点を書かせていただいております。間口を広げており、分野としては、ものづくりのみならず、非製造分野や地域活性化分野を加えております。商店街についても、地域特性を活用した事業等、優れた取組を選定したいと考えているところでございます。

推薦団体は地方経済産業局、中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、日本政策金融公庫、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、商工中金初め、商店街については全国商店街振興組合連合会に中小企業や商店街の推薦を依頼し、その下の推薦基準に基づいて選定していきたいと考えています。

推薦基準ですが、例えばものづくりに関しては、技術的な意味での製品や技術の高度性・優位性のみならず、物を売っていくときのビジネスモデルやブランドを中心としての販路開拓の巧みさといったところも視点になってくると思いますし、サービスや地域活性化についてもそれぞれ重要な視点があると思っております。こういった視点についてはできるだけ多角的に評価したいと考えておまして、多様な形で選定できると考えています。

この進め方についても、ぜひ御議論、御審議いただきたいと思っております。また、本日、審議会後、この基準に基づいて推薦依頼を開始させていただきますけれども、その作業の過程におきましても、委員の中でこういった面にこれまでの御知見等をお持ちの委員がいらっしゃると思いますので、御指導を頂戴できればと考えているところでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○鶴田分科会長 どうもありがとうございました。

事務局から説明いただきました3つの議題について、御意見、御質問があればお願いいたします。御遠慮なく忌憚のない御意見をいただければと思っております。

なお、大変恐縮でございますが、全員の委員の皆様に御意見をいただきたいと思っておりますので、お1人様3～4分以内で御発言をいただければありがたいと思っております。

それでは、私の右の足立委員から石井先生ということで、順次よろしゅうございますか。

お願いします。

○足立委員 足立でございます。

2点申し上げたいと思っております。私、キャリアの前半は男女共学の大学にりましたが、後半は女子大にありまして、就職等で大変苦勞しているのを見ております。現在、安倍首相もおっしゃっているように、ここに女性という視点をぜひ入れていただきたい。それは、支援計画の中に女性の起業家を育成する。例えば具体的なイメージとしては、そういった講義のパッケージを女子大生対象に開催するようなことがあってもいいのではないかと。

もう一つは、表彰選定の中に女性起業家の事業についての視点をぜひ配慮していただきたい。ちなみに個人的な見解ですが、ケネディ大使の日本への赴任というのは、アメリカ

側として、日本の女性のエンパワーメントを重視しているシグナルと私は考えておりますので、この際ぜひ強調していただきたいと思っております。

以上です。

○石井委員 石井でございます。

流通科学大学という、流通マーケティングを中心とする大学の学長をいたしております。どうしても話はそのあたりを中心ということになるのですが。

「商店街30選」の話が出ておりました。4半世紀前に、全国の商店街を歩きながら活躍している商店街を探るといようなことをやったことがあるのですが、5年たたないうちにそのうちのかなりの割合ぐらいがへたばってしまっているのですね。商店街が活躍できる時期はかなり限られているという印象が私にはございまして、継続性というのが非常に大事になってくると思っております。今元気だからというだけでは、モデルとしての商店街にするには問題があると思っております。

もう一点は、商店街は非常に厳しい状況にあるというのは皆様御存じだと思うのですが、生半可な手段ではなかなか回復できないと思っております。ただ、周囲を見ておきますと、IT技術を入れてアプリをうまく使って街を案内させながらとか、あるいは観光をうまく組み合わせながらとか、コミュニティーデザインと呼ばれる最近人気のある分野があるのですが、そういうデザイナーと呼ばれる人をうまく巻き込んで、コミュニティーを中心に街をもう一遍つくり直すとか。物販ばかりの純粋商店街ではなくて、ちょっと新しい視覚からいろいろな工夫が出てきているという印象もございまして。そんなところうまく組み入れることができたらなと思っております。

もう一点だけ、私の分野外でもあるのですけれども、「がんばる中小企業・小規模事業者」の中に「非製造業」とか「地域活性化」というのが入っているというのは非常にすばらしいことだと私は思っております。日本の場合、このあたりが強くなって、できたらサービスとか、小売でも小さなチェーンでユニークな展開をしているところとか、うまく表彰できる工夫があればという気がいたします。

そのあたりが私の意見でございます。

○伊丹委員 東京理科大学の伊丹でございます。

この分科会、何年かぶりカムバックでございまして、落合監督が罷免された後、またジェネラルマネージャーで戻ったような感じの気分でございます。もちろん、私は分科会長でも何でもございませませんが、一プレーヤーとして何かの貢献をしたいと思っております。

2点ほど。「サポインの事業」と「がんばる中小企業」についてそれぞれ1点ずつ。

中小企業政策審議会としては両方とも大切な事業だと思いますし、賛成なのですが、お手元でございます「特定ものづくり基盤技術高度化指針のイメージ」という資料の2枚目の絵で、事務局の方がそういうかたい発想をなさっているという前提で物を言っているのではないのですが、政府の会議の資料ですのでこうならざるを得ないのですが、特定の成長産業分野をある意味で指定して、そこに役に立つということだけに限定しないで、これ

以外にも伸びる分野はいっぱいございます。ひょっとすると、日本のしばらくの将来はやはり自動車産業が支え続けることになるのかもしれない。そのことを考えますと、ここに書いてある左は、発想の原点の一つとしてはいいけれども、右側のこういう本格的な技術の分類をきちっとやって伸びていくところに本当にいい支援が回るように、そういうことを考える必要があるのではないか。それが第1点です。

2点目は「がんばる中小企業」等の表彰の件です。私、今配られているこの資料の最初の選定委員会の委員長でございました。再び回ってきたかと。そのときの一種の苦労話は、先ほど平井課長がおっしゃった話ですが、4年で1,200社やりますと、ぼちぼち弾が尽きてきたかなという感がございましたので、一旦中断なさったのはある意味で大変賢い判断だったと思います。その後、その1,200社の中で新しいことをやって、さらに目覚ましいことをこの6年の間にやっておられるところも入れたらいい。だからといって、余り質を落とすまで、無理に、ものづくり中小企業の1,200社以外のところから選ばうとしないほうがいい。300社の内訳、ものづくり、非製造業、地域活性化の間の数の分配はちょっと柔軟にお考えになったほうがいいかなと思います。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、よろしくをお願いします。

○伊藤委員 日本電鍍工業の伊藤でございます。

2点あります。

まず、足立委員の意見に反するわけではないのですが、女性起業家支援とか、女性なんちゃらかんちゃらというのは大変すばらしいことであると思うのです。そういう意味では、日本は女性が活躍する環境がまだまだというか、全然整っていないのではないかと感じる局面もあるのですけれども、これはできれば、あと5年でおしまいにするとか、10年でおしまいにするとか、一々、女性、男性というふうに分けないでいいような社会にすることを目標にしたほうがいい。ですから、女性車両もどうかと私は思うのです。これは個人的な意見です。そのように区別、差別をしないことを目的とした支援に持っていけたら一番理想的かなという感じがします。

もう一点、伊丹委員がおっしゃった300社の件です。当社も以前選定していただき、社員のモチベーションも非常に上がりましたし、今回もモノ補助をいただいたおかげで、その300社以降に若手が入ってきてくれまして、その結果、今回のモノ補助も若手が中心となって申請をしたのです。選ばれる選ばれないの前段階で非常に満足した経過があります。

そういう意味では、人の育成とか、若手と年配というか経験の高い方との考え方の違いがあつて、そんな補助金ばかりやっていないで実務をやれという考えもある中で、こういった制度がなければ新たな挑戦にはつながらないのだというきっかけづくりにはなつたのです。この300社の件でも、以前選定された中でもう消えてしまっている企業もあるわけです。その辺も含めると、それは先生がではなくて、企業努力とかいろいろな環境もあると

思うので、先ほどおっしゃったように、今まで選定された中で、例えば3年後にもう一回再選定なのか、プレゼンをするとか、何か努力をして、三ツ星までいったらもう永久とか。そうすると、また委員の方々は大変になるかと思うのですけれども、ただ選定されたらおしまいということではなくて、さらなる上を目指すようなつくり方もあるかなと思いました。

以上です。

○鶴田分科会長 伊藤委員、ありがとうございました。

それでは、大浦委員、よろしくをお願いします。

○大浦委員 私も女なのですけれども、多分、彼女よりももうちょっと年上で結構な苦勞をさせていただいたので、まだまだこの国では先生のおっしゃるようなことは必要なのかもしれないけれども、20年後ぐらいになくなればいいのか。それぐらいのスピードしかならないと思います。

実は女性が割と得意にしているものは、ものづくりよりも、ひょっとしたらサービス産業系のものではないかと思うのです。私は医療と介護をやらせていただいております。医療と介護ということになりますと、やはり厚生労働省の何かもあるわけです。

それともう一つ、今、女性が得意としていて頑張っている分野に教育という分野があります。そうすると、これは文科省のかさがかかった下になるのです。結局、女性たちが頑張っている分野というのは、既存の考え方では全く太刀打ちできないような新しいものをつくっているのです。そうしますと、「がんばる中小企業」の表彰に関しまして、大変恐縮ですけれども、この選定方法では新しいものが出てこない可能性が高いと思うのです。

例えば、私どもが知っている、これはすごいのではないかと、イノベーションとして非常に価値があるのではないかと、こういうところを通じてでもいいから推挙させていただくようなことがまず可能なかということが1つ。イノベーションは、少なくともこういう状況になった人たちからは一切出ませんし、この価値がわからないものなので、これでやっている限りは表彰にはなりません。

2点目。それも含めまして、特定ものづくり基盤技術高度化指針を見たときに、ばらけてしまっているイメージが私にはしました。この間、医療と介護の分野で勉強会をさせていただいたのはオランダなのですけれども、例えば、オランダではホールということ、ホリスティックであるということをも物すごく大事にするのですね。つまり、全人的であるということです。教育であれ、医療であれ、介護であれ、私は母子家庭の支援もやっておりますが、全部ホリスティックなのです。そうすると、それがサービス産業として展開していくわけですから、機能別に再整理されたときに、物すごくばらばらになってしまっているのです。イメージとして、選定されるときに、これが一つの大きなものになったときにどういうものに役に立つのかというのを考慮される段階でもう少し入れていただければ、よりいいものになるのではないかと思います。多分「自由な造形がしたい」「多様なデータを収集したい」「優れた材料が欲しい」はそうなのだけれども、これだけがあってもそれは

多分ヒッグス粒子のないこの世の中みたいに何物にもならないと思います。

以上です。

○鶴田分科会長 それでは、木村委員、よろしくお願いします。

○木村委員 京都リサーチパークの木村でございます。よろしくお願いいたします。

日ごろの活動している中で感じたことを、二、三、述べさせていただきます。

京大にはiPSの山中先生がおられる関係で、私どもとしましても再生医療関連の産業創出には大変関心を持っておりました。幸い京都にはものづくりに優れた技術力を有する中小企業さんがたくさんいらっしゃいます。しかしながら、再生医療というと、中小企業さんにとってはあまり馴染みのない領域ですし、まして創薬に近いところと申しますと参入障壁が非常に高いです。であれば、再生医療関連の実験装置や器具であれば、中小企業さんにも十分チャンスがあるのではないかということで、参入障壁を少しでも低くするご支援をさせていただいておりました。ここ数年で200社ぐらいのネットワークが広がっており、需要サイドからのニーズを拾い上げ、試作品を作るということをコーディネータの方を中心に作業を進めてきた結果、100件ぐらいニーズから60件程度の試作が試みられております。いよいよその中から幾つか量産というようなところまでできています。そういう意味で、今回の特定ものづくり基盤技術高度化指針の見直しについて、需要側から見た企業ニーズに基づき、求められる機能ごとに体系を再整理するというの重要な視点であると思います。

また別の視点から、大学においても一つの専門分野では複雑になった社会問題を解決できないということから、複数の分野のことを俯瞰的にマネジメントできる専門家を育てましょうという動きがあります。中小企業のものづくりの現場でも、基盤技術の再整理とともに、多様な分野をトータルデザインしていくような観点も一方で忘れてはならないと感じております。

最後に、重層的な中小企業支援施策が実行されておりますが、初期に比べて、申請段階時や中間報告など書類上の負荷が大変重くなっています。補助金が適正に使用されるために必要な手順とは理解しておりますが、逆にそのことがネックになって本当に使っていただきたい中小企業の方々が申請に二の足を踏まれるという状況が起こっています。補助金のスキームの簡素化等の見直しをご検討いただきたく思います。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、小出委員、よろしくお願いします。

○小出委員 富士市産業支援センターの小出でございます。

私はもともと静岡銀行という地方銀行の行員でございまして、26年間在籍しておったのですけれども、最後の7年半が出向の立場でこの公の産業支援の世界に入ってまいりまして、その後、独立して5年、中小企業支援の世界にいます。つまり、トータルで10年ちょっと現場に接しているわけですが、こういった経験を踏まえながら本委員会での御発言させていただきたいと思っております。



まず、特定ものづくり基盤技術高度化指針の見直しについては、ある面これは当然でございまして、これだけ環境が変化している中では、このような見直しというのは非常に効果的であろうと思いますし、より可能性のある企業に光を当てることができるのではないかと考えておまして、これはまさにそのとおりだなと考えております。

それから、「がんばる中小企業・小規模事業者300社」と「商店街30選」の件ですけれども、これにつきましては、その推進基準の中に本当に成果が上がっているかについてよく見ていただきたい。つまり、仮にすぐれたビジネスモデルでも売れていなかったらどうしようもないわけでございます。仮にすぐれた高度性のある技術であっても売れなければしようがないわけでございます。真に売れているもの、成果が出ているものについて各分野は見るべきである。地域活性化についても本当に成果が上がっているのかというのは現場に入ってみないとなかなかわからないわけございまして、一見、華々しくイベントチックにやっているものも実態的にはなかなか成果に結びついていない。商店街でさまざまなイベントをやって人が集まっているように見えても、誰も買っていないみたいな状態ですと何にも意味がないということでございまして、この成果のところについては十二分に留意すべきではないかと考えております。

それからもう一つ、推薦団体などの項目ですけれども、これは、中小企業庁、経済産業省の皆様方が力を入れていただいている認定支援機関を入れてみたらどうか。これは、今、1万8,000カ所近くですか、全国くまなくあるわけでございます。ここらあたりの目線で幅広く見ることによって、今まで日の当たらなかった、本当に成果を上げていて可能性のある新たなイノベーションがあるのかもしれないし、そこらあたりもうまくみ上げながら展開すると、より可能性の高いものになるのではないかと考えております。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

では、瀬戸川委員、お願いします。

○瀬戸川委員 私はジャーナリストとして日本全国47都道府県のさまざまな企業取材や講演などをしていますけれども、中小企業診断士としても活動しております。その観点からいいますと、まず、中小企業支援計画については知らない中小企業事業者がとても多くて、そういう話をすると、えーっそういうのがあったのですかと。長くある施策なのですけれども、まだまだその認知が行き届いていないというのを感じるところです。これは事業者の方の責任も半分はあると思いますけれども、認知活動というのを私も微力ながらしているところですが、していただくと本当にいいなと思うところです。

「がんばる中小企業」の表彰につきましては、今、この経済産業省で「おもてなし経営企業選」というのをやっておまして、これは「おもてなし」という目に見えないのだけれども確実にある、日本が世界に誇る物づくりと同じように誇れるものを経営に取り組んでいる会社を選出するというのをやっております。1回目が終わりました50社、北から南まで選びました。その中には製造業も入っていますし、海女小屋ですとか、廃棄物の処

理業ですとか、一般的に「おもてなし」と言われるのとは違うような企業もたくさん含まれていて、私たち選考委員は非常に感銘を受けているところです。

その観点でいいますと、がんばる中小企業選で今回から非製造業を取り込むということは時代の流れでもありますし、喜ばしいことだと思います。今、GDPの7割はサービス業が担っておりますし、働く人の7割はサービス業で働いていますし、事業所400万の中の7割はサービス業なわけです。ただ、今までスペック的にデジタル化できないものを表彰するという向きが少なかったです。ここの「非製造業」という表現からもわかるように、製造業ではないというのがここに出ているのだと思うのですけれども、この言葉は変えたほうがいいと思いますが、微力ながら、そういうことにやっと光が当たるようになってきたのかなと思うところでございます。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、曾我委員、よろしくをお願いします。

○曾我委員 日商の関係から出ております、前橋商工会議所の曾我でございます。

1つは、この表彰の中で、今の瀬戸川先生、そして石井先生からもございましたように、この非製造業分野だとか地域活性化分野を加えたということは大変いいことではないかと思っています。というのは、製造業というのは、ある意味では雇用を生み出し、地域を引っ張る業種業態なのですけれども、シェアとしては、ほかのシェアのほうがはるかに高いと思っておりますので、製造業だけではなく、こういう分野を表彰に入れていただいたということ。さらには、非製造業の中でも、漆だとか、氷だとか、物流だとか、サービスは、技術革新の裏づけがないと今後生き残れないという意味では製造業と全く同じ立場に置かれている業態であります。これは表彰のみならず、今後の支援策の中でも、中小企業支援というのは、ややもすると製造業に主体が置かれていたような気がしていたものですから、今後は支援対象としてこれらの業種業態へさらに力を入れていただけたらということが1つです。

2つ目は、中小企業を見たときに、いわゆる中小企業の中の中堅ですごく頑張っている企業をさらに伸ばしていくということも物すごく大事なことなのではないかと思っております。この伸びるところをさらに伸ばすということについても支援の施策の中で強く取り組んでいただけたらと思っています。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、高田委員、よろしくをお願いします。

○高田委員 まず、支援計画についてであります。計画はこれでいいとしましても、いかに実行するかということが大変重要だと思います。特に中小企業はたくさんございますので、それらをかなりの部分で網羅していくためには、先ほど御説明がありましたが、資料5-1に記載されているとおり、国、都道府県、あるいは中小機構の3者の連携協力は当

然でありますけれども、商工会、商工会議所、中央会の支援機関や金融機関、あるいは1万7,000の認定支援機関などとも有機的な連携・協力を本当にうまくやらないと、お話はいけれども、実際になかなか行き届かないということになってしまうと考えております。

それから、中小ものづくり高度化法の見直しについてでありますけれども、これも皆さんの御意見と私は全く同感であります。成長市場へ中小・小規模企業が参入していくための今回の見直しはまことに時宜を得たものだと思います。

しかし、検討していただきたいことがございます。

それは、機構では、お客様の御意見を直接聞くために、各地域本部でお客様懇談会というのを実施しております。先般、東北本部で行われた懇談会の中でお客様から出た話でありますけれども、新連携の認定に際して70ページにわたる申請資料<sup>注</sup>の作成をしました。しかし、とてもではないが自力では手に負えませんでしたので、機構の専門家に支援してもらって大変助かりましたというお礼だったのですが、機構の専門家は書類作成の支援だけが仕事ではございませんので、申請手続などはもっと簡単にさせていただいて使いやすくしていただくようお願いしたいということでもあります。

それから、ちょっと飛ばしますが、「がんばる企業」や「がんばる商店街」の表彰についてであります。これも大変いいことで、皆さんにとって励みになるとてもよい企画だと思います。ただ、実施に当たって、2つお願いがあります。

1つは、先ほど出ましたが、できるだけ長い期間で継続して実施していただきたいということ。2つ目は、顕彰される企業が手本となって、この顕彰を受けることを目指して全国の中小企業が頑張るといった波及効果が期待できるような制度にさせていただきたいと思うのです。そのためには、多分、権威づけというのが必要でしょうし、あるいは表彰されたら何らかのメリットが受けられるような制度とセットにすることが必要ではないかと思っております。

例えば、極端かもしれませんが、これまで融資を受けられなかった企業がこの表彰を受けたら受けられるようになるとか、大企業などとのマッチング支援が受けられる仕組みだとか、こういったものなどとセットにするような工夫があるといいのではないかと思います。

以上です。

〔注〕70ページにわたる申請資料

事務局において確認したところ、申請書は12ページ（文章6ページ、図表6ページ）。

なお、法認定前の中小企業基盤整備機構主催のアドバイザリーボードにて54ページの資料を作成。〕

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、きょうは高橋委員の代理で辻委員が来ておられますので、よろしく申し上げます。

○高橋委員代理辻泰弘 それでは、議題3点にわたってそれぞれコメントさせていただきます。

まず、中小企業支援計画の策定についてでございます。この法律の施行に伴いまして、支援機関の認定、いろいろ始めまして、また、物づくり、人材、海外展開といったものについてきめ細かく事業を展開していただいていることには感謝しております。

そうした中の事業メニューを効果的に活用するためには、やはりコーディネート機能ということで、このよろず支援拠点の設置ということについては非常に期待しているところで、都道府県としても、この制度の構築をぜひお願いしたいと考えてございます。

景気の回復が地方でなかなか実感できていないという話もあり、私どもとしては、雇用対策ともどう連動させるかということ等を常に考えておりまして、そうした意味では、中小企業対策、都道府県との対話・協力といった関係も十分配慮していただければと考えております。

また、産業支援機関も、単純に事業受託ということだけで動くのではなくて、それぞれ持ち味、強みが発揮できるような制度をつくっていただければと考えておりまして、私どもとしては、都道府県との連携なり、そういったものが重要と考えております。

特に、先ほど副大臣からもお話がありました海外展開につきましては、地域のラーメン屋さん今まさに東南アジアのほうに打って出ております。私どももそういったものを一生懸命応援しようという取り組みをしておりますけれども、ぜひこういった機能につきましては、国の事業と連携してやれるような取り組みにできるようにしていきたいと考えてございます。

2つ目の議題でございますけれども、中小ものづくり高度化法の関係でございます。これにつきましては2点ございます。私どもとしては、やはり農水産物の輸出が北海道の大きな課題になると考えておりまして、そういった意味では、鮮度保持、規格維持、包装といった面で輸出にとっては非常に隘路があります。ここが基盤技術に当たるかどうかという問題もございまして、こういう地域の実情にも配慮していただけないかということとあわせまして、今要望があります次世代自動車。自動車についてはまだまだ参入の余地ありということで考えておりまして、革新的な技術になっていく部分だと思っておりますけれども、より多くの中小企業が活用できるように補助事業の枠の拡大などにも配慮願いたいと考えてございます。

議題の3点目、表彰制度の関係でございます。中小企業にとって企業の顔になるということで、この表彰は非常に評価されておりまして、私どもも何とか全国の表彰につながるようにまずは北海道レベルで地域の発掘をやっております。そういう意味での新技術支援・新製品開発だとか、チャレンジ企業だとか、商店街、今年から新たに始めたものとしましては産業人材育成。企業が人材育成をする場合の表彰ということで、例えば技術の伝承だとか、先輩が新しく入った方に教える、これは「お兄さん、お姉さん制度」と言っているのですが、そのような人材育成の新たな取り組みだとか、そういったものにも日の当たるようなことをしているところも表彰するようにしております。

また、チャレンジ企業についても、地域の実情ということで、北海道は、コンテンツは、

萌えキャラだとか、そういうことでも評判になっている部分があります。そういうものを使って商品開発をしている事例もございますので、こういったところをチャレンジ表彰という形でやっております。地域でいろいろ選定しているものがまた全国につながっていくということで、地方局でも、ぜひ都道府県の意見なども聞いて発掘していただければと考えております。

以上でございます。

○鶴田分科会長 辻委員、ありがとうございました。

それでは、西川委員、よろしく申し上げます。

○西川委員 私、別に頼まれたわけではないのですが、全国の基礎自治体の代表は、伊丹先生が委員長のところからずっと私1人だけでありまして、広域自治体は、今の北海道さんを初め、神奈川県知事や新潟県知事がおいでになった時期もございます。お願いしたいのは、1,400もある全国の町村、特に800以上ございます全国市長会の代表を幾つかこの中小企業審議会の席に、私を削っていただいても結構ですから、とはいうものの本当はそう思っていないのですが、ぜひ入れていただきたい。これは中小企業庁にお願いを申し上げます。

ということは、経産省のOBである高橋はるみさんにけちをつけるわけでは決してないので、辻さん、誤解のないように申し上げますけれども、伝統的な都道府県までは経産省や中小企業庁が行くけれども、そこから先は広域自治体にお任せだよという時代ではもうないでしょう。東京だけで言っても、23区900万の都民がいて、区民がいて、3兆円を越す予算で、多い少ないは別として5万8,000人の職員がいて、23区だけで付加価値は50兆、国の20%を生み出しているのです。中小企業は4人くらいの規模が圧倒的に多いのです。そこでぜひ分けてほしいのは、伝統的な下請型中小企業とベンチャー型の新たな中小企業というのをぜひ機能的に切り分けてほしいと思うのです。

伊丹先生のお名前をたびたび出して、御尊敬を申し上げているがゆえでございますのでお許しをいただきますが、お選びいただいた二階さんのときの300社をごらんいただくと、今まで東京では大田区が圧倒的に多いのです。板橋区は1社しかない。ところが、ここ2年間、出荷高日本一は板橋区です。大田区はいろいろな事情があって2位になりました。

何が言いたいかというと、下請型の中小企業ではなくて、板橋のような伝統的なものを乗り越えた新しいビジネスモデルで始めた中小企業が一集している地域にもっと光を当ててほしいというふうに23区代表としてはお願いしたいと思うのであります。

もう一点。このたび関東局の安藤局長にお願い申し上げます、3人の課長補佐、クラスター専門官、23区から派遣させていただいている品川区職員3人に、失礼な言い方ですが、23区の御用聞きになっていただいて、中小企業・小規模企業政策について注文をとっていただくという仕組みを来月からスタートさせます。

以上、23区の基礎自治体を代表して、また、再三申し上げますが、頼まれたわけではないので余計なことですが、全国の市町会を代表してお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、浜野委員、よろしくお願ひします。

○浜野委員 私、東京の墨田区で30人規模の小さな町工場、金属加工の会社をしております。私から3つほど報告、御案内、御意見をさせていただきたいと思っております。

ものづくり基盤技術は、先ほど小出委員からも御案内があったと思いますけれども、いいもの、高い技術のものが売れるわけではなくて、いいものをつくったから中小企業が活性化できるということではないのだと私も思っています。もちろん、基盤となる技術を高度化させていくことは大切なことですが、それにあわせて、物をつくる技術と物を管理していく技術をやっけていかないと、やはり売れるものになっていかないと、保証されていくものになっていかないと、私は実際に現場に出て感じることであります。

墨田も約30年前は1万社ぐらいあった町工場が、今は3,100ぐらいになっています。今、西川委員からもありましたけれども、その3,100の約8割が従業員5人以下の小規模の町工場であります。そういう意味からも、社長、職人さんは非常にいい技術を持っていながらも、例えば工程管理ですとか、品質管理、納期管理、要は社長がゴルフに行ってしまうと納期回答できないとか、事務所に人に電話をしても、社長がいないのでわかりませんと。社長はいつ帰ってくるのですかと言ったら、あさってだと。きょう回答が欲しいけれども、あさってだと。頼んだものはいいものができるのですけれども、発注をする側ですとか頼む側、お客さんの側からすると、そういうところには怖くて依頼はできないというのが正直なところであります。

もちろん、納期管理も含めてですけれども、いいものをつくっているのだと、つくっている本人が言ってもその意味がなくて、ちゃんとそれを証明できるような技術をあわせてフォローしていく。いわゆる骨太にしていくのと同時に、その骨の周りを包む筋肉もあわせて強化していくことが必要なのではなかろうかと思っています。もちろん、これは国が支援をするだけではなくて、個々の企業が独自に頑張っていかなければいけない部分というのもあると思いますけれども、1つがそういうことであります。

もう一つが、御省のほうでもいろいろな制度、助成金等を出していただいているのですが、これは各委員の皆様から御意見いただいたとおりで、非常に資料が多い。製品開発ですとか、技術開発ですとか、そういうものをするのと同時に、書類を書く技術がないとこの制度が通らないというのが現状であります。

この前、墨田区の10人ぐらいの企業ですけれども、モノ補助に応募して通ったけれども、書類が多過ぎて、報告が多過ぎてやめましたと途中で辞退をする企業が実をいうというものが現状であります。もちろん、国の制度であり、税金を使っての交付になるので、曖昧なことはもちろんできないと思いますし、御省の方々もいろいろと頭を悩ませているところだとは思いますが、例えば書類で判断をするのではなくて、紙で判断するのではなくて、現地、現場に行ってもものを見るとき。書類はうそを書けますけれども、現場

ほうそを言えないので、そういうものも一つ審査だとか判断の基準に入れていただくと、本当の町工場なども申請ができるのではないかと感じています。

最後にもう一点ですけれども、表彰制度。これは非常にいいことだと思いますし、こういう表彰をされた企業は非常に誇り高い意識になれるのではないかと考えています。ただ表彰して終わりではなくて、表彰が実質上のスタートになるような制度に変えていく。表彰されたいいわゆる優良な企業さん同士が新しい開発をしていくとか、そういうところをもとに、今後表彰されるであろう企業さんをいろいろな形でリンクをしながらやっていく、そのような制度になってくれば、本当にすてきなものになるのではないかと。

あと、いろいろな制度があるのですけれども、何となく私が外野として感じるのは、個々の制度が単品、単品、単発、単発で行われているような気がしてならないので、そこがお互いにもうちょっとリンクして相乗効果が生まれるような取り組みができると、もっともっとすばらしい制度に変わっていけるのではなかろうかと感じます。

以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、平野委員、よろしくをお願いします。

○平野委員 税理士会の平野でございます。

今回、この分科会に呼んでいただきましたのは、税理士会としては非常にタイミングがよかったということでありがたいと思っております。日本税理士会連合会では、今年7月より中小企業対策特別委員会を立ち上げました。私とその委員会の担当副会長でありますので参加をさせていただいたということでございます。

中小企業は税理士にとって重要な関与先です。たしか、平成の頭においては事業所の数が550~560万ほどではないでしょうか。というような記憶がございます。ところが、今日は、この資料にも出ておりましたが、420万事業所。ここ二十数年で2割以上減少している。このことは税理士にとっても関与先が減少していることであり、税理士の経営基盤にとっても大きな問題なのです。420万事業所のうち法人企業は260万社と言われております。その260万社のうち87%が税理士関与なのです。我々は、これまでの景気のはよかったころは節税というのが中心的な事業の柱でした。ところが、今は、関与先の存続・発展を同時に図らないと我々も困るという時代に入ってきているわけです。

今回の経営改善計画の中で我々が力を発揮しなければいかぬ、そういう役割を担わなければいかぬという重要なポイントがこの認定支援機関でございます。1万7,000という数字が出ていましたけれども、税理士会で今把握しているのはそのうちの一万三千数百、これが税理士会の会員でございます。ということは、70~80%は税理士なのです。先ほど出ていましたようにまだまだこれが進展してきていない、具体化されていない理由として、周知の問題もあるでしょう。一方、最近の税制改正で税額控除であるとか特別償却も認定支援機関を通さなければいかぬという法律ができるなど、認定支援機関を活用する諸制度が着実に進んできています。今、税理士会員が全国7万4,000人おりますが、税理士全員が認

定支援機関を目指そうということでやっております。7万4,000人のマンパワーでこれを後押しさせていただきたいという覚悟でございます。ぜひ情報交換を密にさせていただきながら進めてまいりたいということです。

それと、税理士会は全国に15ございます。私は北陸税理士会に所属しております。北陸税理士会のエリアは北陸3県であり、経済規模とすればパーセンテージは非常に小さいです。ところが、なぜ北陸税理士会の私が税理士会を代表する立場でここにいるかと申し上げますと、北陸税理士会は6年前に中小企業支援対策部というのを立ち上げました。金融機関や自治体と連携してもう既に何年間も中小企業支援を重ねてまいった実績がございます。

皆さん御承知のように、総務省の統計によりますと、人口当たりの事業所の数は福井県が1位、石川県が2位、富山県が7位であり、雇用環境が非常によろしい。それが何につながっているか。2年ほど前ですか、法政大学の大学院のほうで全国47都道府県幸せ度ランキングが発表されました。1位が福井県、2位が富山県、3位が石川県、北陸3県がワン・ツー・スリーフィニッシュでありました。中小企業、小規模企業が頑張っており、経済的に安定していることが幸福につながっていると思います。

ということで、税理士会は組織を挙げてこの計画に協力させていただきたいということでエールを送らせていただいて、私の発言とさせていただきます。ありがとうございます。

○鶴田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、藤田委員、よろしくをお願いします。

○藤田委員 商工会の藤田正美でございます。

特に私が申し上げたいのは、地域であるとか、コミュニティーという観点をこれからそういうところに入れていかなければいけないのではないかと。御承知のように、この10年間で小規模事業者は56万が減りました。従業者数も186万。ということは、地域で密着して、地域のコミュニティーであるとか、きずなを守る、そして地域経済を支えている既存の小規模事業者、そういう観点を真剣に考えますと、やはり地域が元気になってくるというか、地域がもうかるような地域づくり、単なるお金だけのリターンではなくて、いろいろな人が協力し合っていわゆる元気にしていくという観点がこれから必要ではないかと私は思っております。

そこで、地域経営を担っていくような観点から考えますと、個々の収益性、事業をアップしていくというのは当然大事でありますけれども、地域振興であったり、地域の活性化であったり、そういうところをビジネスの手法を用いて、小さな会社の皆さん方が個々でやるのではなくて、鍛冶屋さんであったり、酒屋さんであったり、そういう人たちが連携して地域でそういうものをつくり上げていくということがこれからの小規模事業者の大きな役目ではないかと思っております、そこに特化して物を申し上げさせていただきたいのです。

いわゆる表彰制度の中に地域の活性化とかございます。その中には、地域貢献型であるとか、地域試験型であるとか。そこにもう一つ、地域課題解決型を入れていただきたいと思います。



思うのです。

例えば、鳥獣害で困っている。そういうものをビジネスの手法を用いて地域で開発して展開していく。商売人さんと農家の人と組んで、地域で耕作放棄地という資源を有効に使っていくというような意味で、個々の事業者の評価も大事ですけども、地域ぐるみで地域経営に参加して、そういうものに対しての観点がこれから新しい小規模事業者やそういう人たちに。地域の中に地域外から資本が入ってきて、その資本が循環していく。そのように地域を元気にしていくような観点をこれから特に入れていただきたい。

最後に、中小企業を一くくりとした政策ではなくて、ベンチャー的な中小企業もあれば、商店街や生業、いろいろな商店がある。これからのそういう地域社会に貢献するようなビジネス、ソーシャルビジネス、コミュニティービジネス、そのような横で物事を一つ一つ政策的にあらわしていくような形になればわかりやすいのではないかと。そういうことでございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

最後になりましたが、村上委員、よろしく申し上げます。

○村上委員 村上でございます。

私は、基本的にきょうの提案につきましては賛成でございますというのと、2点ばかり要望というか注文がございます。

まず、きょうの内容ですけれども、先進性、成長性が高く、社会的に中小企業の技術の高度化が望まれる分野に厳選して金・人をつぎ込んで育てる、本当に強い中小企業を育てるとするのは前からの課題でありましたので、これはぜひ強力で推進してもらいたいというのが第1点であります。

それと同時に、今、皆さんから出ているように、地域活性化と商店街振興は、今からというよりは、中小企業庁としては今までも継続して取り組んできた課題だと思いますので、これも力を入れて続けてやってもらいたい。

したがって、基本的な方針は、これは大変いい内容になっていると思います。

2点注文というのは、私は今、官公需の委員会のほうを担当していますが、多少、経済的には動きがございます。御存じのとおり、復興の支援とかなんとかに金がつぎ込まれたり、人手不足が起こったり、地方自治体の入札などでも予定価格が高過ぎて入札不調になるという事例まで出てきているような感じになりました。そうすると、今までのような中小企業団体から批判されてきた安い価格だけを重視しているのではないかとすることは、徐々に変わっていつているのではないかと思います。ただ、そういうときに、これからあるべき入札システムとか新たなルールをどうつくるかというのは非常に難しいテーマなもので、ぜひ中小企業庁としても、今後の入札制度のあり方とか、そのときのルールをどうするかについては関心を持っていただきたいというのが第1の注文でございます。

第2が、行動計画の中に、海外に打って出るというのは一つの項目で紹介されているように大きなテーマになっているわけです。日本の中小企業も、長い目で見ると、東南アジ

ア方面に一部進出していく動きというのは避けがたいであろうというのを前提にして、とは言いながら、中小企業で東南アジア方面に現実に進出するととなると、合弁工場の管理でも、販売拠点の管理その他でも、管理する人材というのが不足しています。そういう外国に行って、外国人相手にちゃんと取り仕切って、社内の方針その他を実行していけるというのは大変な話になるので、そういう意味で、国際分野でそういうことができるような人材育成にもう少し中小企業庁のほうで力を入れてもらえないか。

同じことで、そういうことを考える場合には、必ず国内拠点と海外拠点の役割分担をどうするのかとか、そういう切り分けの問題が必ず起こる話なので、これまた非常に難しいテーマですけれども、その場合のモデルというか指針というものももし検討できるようでしたら、これは今すぐというよりは、むしろ今後の課題になるかと思いますが、ぜひ検討していただきたい。

この2点が注文事項になります。

以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

16名の皆さん全員に御意見をいただいたところでございます。この後、公務がおありとのことですので、松島副大臣より全般的、あるいはまとめということでも結構でございますので、お願いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○松島副大臣 戻ってまいりました。お話を聞いたのが大浦委員の途中からだったものですから、そこまで申しわけございません。

今伺っております、私自身のというか、国会議員なら多くの人間は同じように思っている、書類が多過ぎる。特に中小企業は書類を書くための要員などは割けない。はっきり申し上げまして、公務員の役所の人は書類を書くのが仕事で得意だから、その基準で決めてしまうのか、非常に多い。そういうわけで、膨大な事後報告書などというのは、その結果などというのは全部読んでいるのかどうか、私も後で確認しようと思うのですけれども、とにかくそれは減らすようにということはしっかりと努めてまいりたいと思っております。

なお、この秋の国会で産業競争力強化法という法律をつくります。今、私も所管しております。来年年明けには小規模企業基本法。私自身が政治家になったときからの念願だったのがちょうど今度の年明けの通常国会になるのですけれども、今伺いながら、大浦委員がおっしゃった中で、女性が開業するときには、医療や介護、あるいは教育、つまり、役所的に言うと、厚労省の規制とか文科省の規制とか、そういうことを受けることがしばしばということをおっしゃいました。

私がこの間行った旭川でも、女性の方が、乳がんの手術の後のブラジャーを。もともとブラジャーというのは人によってサイズも違う上に、手術の仕方によっていろいろ違う。それを病院からいろいろデータを取り入れたりして、そういうことを言われていたのですが、こういったあたりの。今度、私どもがつくる産業競争力強化法の中では、いろいろな

規制を取っ払って、日本が経済活動をやりやすいようにということ。一見、その役所の規制絡みであるようなことも、割と何でも手を出す経済産業省でございますので、おっしゃっていただいて、いろいろな形で突破を図ってまいりたいと思いますので、周りの方々にお伝えいただきたい。

さらに、瀬戸川委員がおっしゃった、いろいろな制度とか補助金をつくってもなかなか知られていない。私も地元で語っても語り尽くせないぐらいいろいろな種類がある。これをどうしていくか。

今、西川区長も言われましたけれども、基礎的自治体というのは、区報とか、市報とか、ああいうのをみんな見るわけですから、ああいうところに対して連携というか、伝えていけないか。そして、税理士の先生方にまた顧問先にも伝えていってもらえないか。縦割りでいくのではないということをしかり、そして補助金が与えられるかどうかというのは、人を見て、顔を突き合わせて、その現場に行って工場を見ればある程度わかるのですから、そういったことをしかりと進めてまいりたい。

そして、どなたかおっしゃいました。幾らいいアイデアでも、継続してもうかっているところで商売になっていなければいけない。まさにそうで、私もかつて、墨田区の地元の商店街が賞を受けたとき、誰も知らないと言っては悪いけれども、商店街の名前は知っているが、外国人が何人か来て目立っているというので新聞に載ったことがある程度。そのような地元では閑古鳥が鳴いている商店街が取り上げられたことがありました。そういうことがないように思っております。

小規模企業基本法をつくる際には、在来型と、私も板橋区が出荷高が多いというのを知らなかったのですけれども、新しくいろいろやっているところ、そういったことなども観点としてやっていきたい。

さらに申し上げますと、自治体の中には、荒川区などはインキュベーターのキックオフのところの施設は経産省の仕組みよりずっと先に行っていますし、信用保証料を区が全部負担するというのを墨田区がやっていたり、東京は恵まれているのかもしれませんが、自治体のいろいろな例などもそれぞれが共有できるような形で中小企業養成にしかりと取り組んでまいりたいと思います。

これからも皆さんの忌憚のない、結構忌憚のない意見でよかったのではないかと考えておりますが、今後ともよろしく願いいたします。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。貴重な御意見、感謝します。（拍手）

（松島副大臣退室）

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

皆さん方から貴重な御意見をたくさん頂戴いたしまして感謝しております。いろいろな御発言の中で、御質問、御意見等ございましたので、まとめて、中小企業庁の経営支援部長の矢島部長からお答えできることもあると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○矢島部長 厳しい御意見というよりも、むしろ、これから私どもが取り組む上でアイデアをいただいたような御意見が多かったと存じます。

私から幾つか共通的なものをお答えさせていただいて、担当課長も来ておりますので、個別のところについてはその者から少し御説明をさせたいと思います。

今、副大臣のお話にもありましたけれども、申請書類が多いというのは、皆さんにお集まりいただくと必ず言われております。そのとき私どもは、ものづくり補助金は15ページあったのが6ページになりましたと必ず言っているのですが、それもまだほんの一端でございまして、これからさらに進めていきたいと思っております。

他方で、どなたかの御指摘にもありましたように、国のお金を使っている関係で最低限確認をさせていただかなければいけないものもございまして。そうした意味では、書類を減らすということ。

それと、認定支援機関のお話も幾つか出ておりました。今、1万7,000~8,000というオーダーまで来ておりますので、そういった方々に申請に当たっての御支援をいただくということもあわせて進めていきたいと思っております。

70ページというのは余りにも。私もびっくりしたので個別に調べてみます。

あともう一つは、施策は知られて使われて初めて意味があると思います。施策がきちっと知られていないのではないかと御指摘があります。私どもは「ミラサポ」というネットワーク上の取り組みもやっています。こちらのほうの改善点も多々あると思っておりますので、改善していきたいと思っております。

あともう一つ、先ほど申し上げた認定支援機関も、私どもがいろいろな施策を中小企業の方にどうお伝えしていくかというときのつなぎ役としての役割が非常に大きいと思っておりますので、そういった意味で認定支援機関の方々との連携をさらに強めていきたい。そういったルートを通じての周知広報もやっていきたいと思っております。

あと、西川委員からございました委員の構成の見直しの件でございまして。先ほど副大臣からありました次の国会に出そうとしている法案でも、市区町村との連携を強めていこうというのを検討しておりますので、そうした中で当然そういった御意見をいただくようなことを考えてまいりたいと思っております。

あと、個別の点については、支援計画については渡辺課長、そして、技術の指針についてと「がんばる」については平井課長からコメントしていただければと思います。

○渡辺課長 支援計画に関しまして、ただ今の施策周知、申請手続きに加えて、いくつか御指摘頂きました。女性の起業や就職支援については、この支援計画の中でも、来年度取り組む事業として、冒頭御紹介申し上げた小規模事業者における女性や若者をはじめとした経営者に対する新商品・新サービス開発の支援事業ですとか、地域需要に応える起業・創業に対して費用の一部を支援することですとか、新卒者とか一旦離職された主婦を対象にさせていただいたようなインターンシップ事業等を実施させていただいていることを今の計画の中には書かせていただいております。また、金融面でも、やっていること、これ

から拡充をしていくことなどを検討しているところでございます。そうしたことを通じて、どのぐらいかかるのかあれですけれども、そういうことが必要ないような社会を目指していくという方向で取り組んでいるのが、現状でございます。

また、支援計画自体について国と都道府県の連携という御指摘もいただきましたし、商工会・商工会議所など従来から活躍をされている支援機関と新たな支援機関、その他関係機関との連携、それから全国レベル、地域レベルでの連携の重要性というお話も幾つかございました。よろず支援拠点事業への期待も御指摘いただきました。各支援機関に支援能力を高めて頂く一方で、支援機関間の連携は重要であり、冒頭申し上げた地域プラットフォームの整備を促進しているところであり、また来年に向けて、そういった連携の核になる機能、それを全国レベルで支える仕組みの構築も予算要求しているところであり、御指摘も踏まえて、引き続き検討していきたいと思っております。

それから、最後の海外の人材育成の話につきましても、経営支援計画の中の中盤当たりに行くつかの事業を掲げており、海外展開に関する様々な観点からの人材確保ないしは人材育成事業に取り組ませていただいているところでございます。御意見も踏まえて、国内拠点と海外拠点の連携などの視点も含めて、引き続き検討をしていきたいと考えております。

○平井課長 引き続きまして、特定ものづくり基盤技術、それから表彰制度につきまして、お答えしたいと思います。

まず、特定ものづくり基盤関係について、お答えいたします。

1つ目は、成長分野としまして、今回、医療・健康でありますとか環境といった分野からのニーズということで作業のイメージをお示しさせていただいたところでございますけれども、日本のものづくりというのは、これ以外にも、御指摘のあった自動車や情報関連機器といった、様々な分野を支えていることは事実です。そのため、ユーザー産業のニーズはそれぞれにあり、健康・医療・環境だけを深掘りするつもりはございません。産業全体のニーズの分布についても御意見、御指導いただければと思っております。

2つ目は、技術の分野の指定が纏まっていないという御指摘を頂戴いたしました。そのとおりでございますし、また、その中で人のやっていないところ、あるいは2つのものの複合的な部分にこそイノベーションの核があり、この22という数を仮に30、50に増加しても、それは点が増えるだけの話であろうと、そういう御指摘であったかと思っております。その御指摘も踏まえると、数を追うのではなくて、領域毎にきちんと整理していくことが重要だと考えております。そういった意味で、やや骨太化といいますか、概念をきちっと整理した上で、中小企業のイノベーションや発想を引き出すことが必要であろうと思っており、工夫が必要と考えています。ぜひ個別に御指導いただければと思っております。

また、これと同様の話になりますが、技術力が高いことが売りあげに直結しない指摘についてもまさにそのとおりでございます。「サポイン事業」をこれまでずっとやっておりますけれども、重要なのは、入り口だけではなくて出口側の戦略です。認定支援機関制度

も活用していただきまして、優れた技術をどうやって産業につなげていくか、これは非常に重要なことだと思っております。

さらに一歩進めると、まず技術があってそれを売っていくという順番すら、もしかすると間違っているのかもしれないと思います。まず、ビジネスモデルや知財戦略という逆転の発想も必要かと思えます。そのような発想ができるよう、ニーズから掘った技術のマッピングができればと思っていますので、アイデア等がございましたら、御指導いただければと思います。

鮮度維持や包装や次世代自動車という形で、新しい技術のニーズの御指摘もございました。鮮度維持になりますと、従来だと、例えば真空パックや、冷凍を初めとした低温温度管理がございましたが、その他に新しい観点等があれば、我々もぜひ勉強していきたいと思っておりますので、御提言、御提案等がありましたら、メール等で結構でございます。事務局のほうに寄せていただければと思います。

引き続きまして「がんばる表彰」についてですが、女性については、先ほど伊藤委員から御紹介いただきましたが、2007年に伊藤委員のお写真入りで御紹介させていただきました。どういう形で拾い上げるかということですが、委員の皆様の御意見にありますとおり、女性を区分するというのではなくて、女性が活躍されている分野を拾えるような多様な軸を用意するというかと思えます。もちろん、伊藤委員の会社はメッキの技術ということで非常に先進的だからこういう形で表彰させていただいたわけでございますけれども、女性で活躍されている方が多いサービス分野でありますとか、ものづくりの中でも販路向けのデザインや風合いといったセンスみたいなものも評価軸に多元的に取り組むことによつて、選定できるような形で考えていくべきと考えているところでございます。

実際に推薦いただく手法について御指摘いただきました。これに関しては、基本的には推薦団体を通じて我々はとっていききたいと思っておりますが、御指摘のとおり、推薦団体ではなく、そもそも中小企業庁自身が、あるいは経済産業省自身がそうした取組をしっかりと拾い上げていく必要があるのではないかという御指摘かと思えます。そういった意味では、資料7の中に「各経済産業局」という形で書かせていただいております経済産業省の支分部局が各地域にございますので、そこを通じて個別の中小企業をぜひ拾い上げていければと考えているところでございます。

大浦委員からも、もし個別に、こういった観点で企業を見るほうがいいという御指導があれば、この地域でというところを特定できるのであれば、ぜひそこも勉強させていただきたいと思っておりますので、御推薦いただきたいと思います。

認定支援機関の活用に関しましては、我々としては、300社を選ぶ必要があると思っております、1万7,000件もご推薦いただくことは難しいと思っておりますが、今後のフォローや認定支援機関制度との関連についてしっかりと対応していきたいと思っております。

それに関連して、今後のフォローについては、単に表彰するだけではなく、広く世の中に対してPRし、普及し、大企業を含めての取引のマッチングにつなげていく、そういった

ことは非常に重要だと思っております。そのため、中小機構と連携をとらせていただき、表彰企業を招待した展示会を開催したいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

行政のほうから質問に対して一応お答えさせていただいたと思いますが、せっかくの機会です。どうしてもこれだけは説明を求めるという方がいらしたら、どうぞ。

○伊丹委員 説明というよりは提案なのですが、先ほどから表彰制度で「ものづくり」「非製造業」「地域活性化」と。「非製造業」という言葉はやはり異様ですね。これは「サービス産業」と変えるか「サービス」と変えるか、その2つしかないと思いますが、どちらかに変えていただくという提案をぜひしたいと思えます。

(「賛成」と声あり)

○鶴田分科会長 今、賛成の声が多数ありましたので多分。

○横田次長 ちょっと引き取って検討させていただきたいと思えます。気持ちとしては、とにかく中小企業は、業種にかかわらず全て拾いたい。「サービス」と言ってしまうと、例えば建設とか、運輸とか、農林水産とか、そういったところが自分たちは関係ないのかなと思われてしまわないかなということで、とりあえず「非製造業」としてあります。ちょっと済みません。その辺のネーミングの仕方については。

○伊丹委員 括弧して「建設含む」とかなんとかやっしまえばいいです。

○横田次長 かしこまりました。検討させていただきます。ありがとうございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○西川委員 1分ください。

国費に頼って公助で防災対策なのですが、今度、特別措置法が直下地震でできたりするのです。深刻なのです。私の区が一番危険なのです。東京都の認定の第1番が私の住んでいる町屋四丁目というところ。私はそこに住んでいて一つも危険ではないと思うのだけでも、危険なのだと言うのです。それで、調べてみると、例えば、調理の際キッチンから離れるときに火を消さなかったり、グリルに残った油を清掃していなかったりということが火災につながるということなのです。

つまり、何が言いたいのか。防災型の生活用品とか什器の類の新規事業をインタービュローで興してください。差しさわりがあつたら、委員長先生、理事長先生に怒られるけれども、成長産業というのは何も医療だけではないと思うのです。そうすれば、公に頼らずに自分で。自力の低いお年寄りでも火事を出さなければ大丈夫なのだから。細かいことを国の審議会と言って恐縮ですけれども、切実な思いです。

きのう、国会議員30人がうちの区を視察に来て、歩いてくれて、仰天して帰りました。東京でこんな細街路があつて、こんなひどい家があるのかと。権利関係が複雑で、区長が立ち入って除却もできないのです。今度の法律でそれを変えてくれるそうだけれども。

済みません。1分超過しましたがけれども、そういう防災型新製品を興すというようなことも民間投資に随分つながると思うので、よろしく願います。

○鶴田分科会長 時間も押してきていますので、この辺にさせていただければありがたいと思います。

先ほどの伊丹委員と西川委員のことは前向きに検討させていただくということでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ予定の時間もまいっております。ここで意見を取りまとめたいと思います。

まず、中小企業支援計画について取りまとめさせていただきます。

本計画案について委員の皆様から修正に関する御意見はないようですので、本日、提案されました事務局案をもちまして「平成25年度中小企業支援計画」といたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

異議なしということでございます。

それでは、中小企業支援計画につきましては、後日、本審議会の会長の御同意を経て、中小企業政策審議会の答申とすることといたしたいと思います。「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直し」と「がんばる中小企業・小規模事業者・商店街の表彰・展示会の開催」については、特に伊丹委員がものづくり技術やこれまでの経緯にお詳しいと思いますので、事務局は伊丹委員を初め御知見をお持ちの委員の御指導を仰ぎつつ準備を進めていただきたいと思いますと思っております。次回の分科会について報告を受け、また審議を行いたいと思います。

本日は、活発な御議論があり、皆さんの御協力、本当にありがとうございました。

これをもちまして、中小企業経営支援分科会を終了させていただきます。各委員の皆様には、御多忙のところ貴重なお時間をいただき、まことにありがとうございました。次回は12月の中旬ぐらいを考えております。別途、事務局より皆様方に日程調整をさせていただくということで御了承いただきたいと思います。

以上、ありがとうございました。